

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	市税等に関する賦課徴収事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、市税等に関する賦課徴収事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

市税等に関する賦課徴収事務においては、事務の一部を業務委託しているため、特に契約に際し、個人情報の取扱いについて、事業者選定の際に情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関しても誓約書を提出させる等して万全を期している。

## 評価実施機関名

奈良市長

## 公表日

令和6年9月30日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税等に関する賦課徴収事務
②事務の概要	<p>地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号。以下「主務省令」という。)に基づいて、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p> <p>合わせて、市町村において、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。)を利用するよう努めた上で、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用することとし、令和7年度中に既存システムからの移行を行う。</p> <p>なお、本評価書において「市税等」とは、個人に対して奈良市が賦課する市・県民税(個人住民税)、森林環境税、軽自動車税及び固定資産税・都市計画税並びにそれらに対する延滞金及び手数料を示す。</p> <p><b>■個人住民税(市・県民税)及び森林環境税の賦課業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>個人からの申告(国税庁から提供される確定申告書を含む)・各支払者(給与、年金、報酬、配当等)からの報告書・調書など、賦課資料の提出を受ける。</li> <li>住民基本台帳及び本人の申告により賦課期日現在の対象者の把握を行う。</li> <li>課税資料に基づき、所得額及び控除額を把握し、市・県民税額及び森林環境税額を算出・賦課する。また、非課税決定を行う。</li> <li>納税通知書・税額通知の発行・発送を行う。</li> <li>賦課決定後も随時、課税資料及び調査に基づいて、税額の修正・更正を行う。</li> <li>本人からの申請により所得・税額の証明書を発行し、又は照会権限を有する機関からの求めにより所得・課税状況回答に応じる。</li> </ol> <p><b>■軽自動車税の賦課業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>定置場が奈良市に所在する原動機付自転車及び小型特殊自動車について、申告書を受け付け、標識の交付(ナンバープレートと標識交付証明書を発行)及び課税台帳への登録を行う。</li> <li>定置場が奈良市に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、奈良県市長会及び軽自動車協会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録を行う。</li> <li>賦課期日現在に台帳に登録された車両について、賦課を行い、納税通知書を発行する。</li> <li>申請により、納税証明書の発行を行う。</li> <li>申請により、減免の決定を行う。</li> </ol> <p><b>■固定資産税・都市計画税の賦課業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>不動産登記簿の異動情報、償却資産申告書記載情報及び現地調査に基づき、固定資産課税台帳の作成を行う。</li> <li>賦課期日現在における評価額を算出し、台帳に登録された納税義務者に対して税額を算出し、賦課決定を行う。</li> <li>納税通知書及び共有物件課税確定通知書の発行を行う。</li> <li>申請により、評価・税額証明及び住宅用家屋証明の交付を行う。</li> <li>申請により、減免の決定を行う。</li> </ol> <p><b>■市税等の収納管理業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>金融機関等からの領収済通知書により、収納を確認し、消込を行う。</li> <li>納税のための口座登録、振替依頼及び市税の振替を行う。</li> <li>納付額について、過納・誤納が生じた場合、還付又は充当を行い、通知書を発行する。</li> <li>納期限までに納付されなかった場合に督促状を発送する。</li> </ol> <p><b>■市税等の滞納整理業務</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>納付相談により、分納や徴収猶予等の手続をとる。</li> <li>納付がなければ催告、財産調査、滞納処分及び執行停止を行う。</li> <li>消滅時効の管理を行い、不納欠損処分を行う。</li> </ol>
③システムの名称	総合税システム(税務宛名システム・個人住民税システム・個人住民税課税支援システム・軽自動車税システム・国税連携システム・eL-TAXシステム・固定資産税・都市計画税システム・家屋評価システム・固定資産税業務支援システム・収納消込システム・滞納整理システム)・団体内統合宛名システム・共通基盤システム・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・証明書コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税基本台帳ファイル、個人住民税課税資料イメージファイル、軽自動車税賦課ファイル、固定資産税・都市計画税賦課ファイル・滞納整理ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表の24の項)、第9条第2項及び第19条第8号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項  【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(48の項)  ・番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部(市民税課・資産税課・納税課・滞納整理課)
②所属長の役職名	総務部長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係 郵便番号630-8580 住所: 奈良市二条大路南一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係 郵便番号630-8580 住所: 奈良市二条大路南一丁目1番1号
9. 規則第9条第2項の適用	
	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で所属長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・人為的ミスを防止する対策を盛り込んだ事務処理手順をマニュアル化し、事務取扱担当者間で共有する。 ・外部媒体等を使用して特定個人情報を受け渡す際は、事前に、暗号化、パスワードによる保護、確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。外部媒体に保存したデータは使用後速やかに消去を行い、消去が完了したことを複数人で確認する。 ・特定個人情報を含む書類や外部媒体は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	新様式改正による				
令和2年3月30日	担当部署	財務部	総務部	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年3月30日	所属長の役職名	財務部長	総務部長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年3月31日	番号法条項ズレを整理	番号法第19条第7号、第8号	番号法第19条第8号、第9号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和4年3月31日	公表日	2021/3/31	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	I-1 ② 軽自動車税の賦課業務	2 定置場が奈良市に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、奈良県市長会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録を行う。	2 定置場が奈良市に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、奈良県市長会及び軽自動車検査協会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	I-1 ② 軽自動車税の賦課業務	4 車検時には未納のない旨の証明が必要となるため、請求があれば納税証明書の発行を行う。	4 申請により、納税証明書の発行を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
	I-1 ② 市税等の収納管理業務	2 納税のための口座登録、振替依頼及び振替済通知を行う。	2 納税のための口座登録、振替依頼及び市税の振替を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年3月14日	公表日	2022/7/11	2024/3/14	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和6年9月30日	公表日	2024/3/14	2024/9/30	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和6年9月30日	I-2. 特定個人情報ファイル名	個人住民税基本台帳ファイル、個人住民税課税資料イメージファイル、軽自動車税賦課ファイル、固定資産税・都市計画税賦課ファイル・滞納整理ファイル	個人住民税基本台帳ファイル、個人住民税課税資料イメージファイル、軽自動車税賦課ファイル、固定資産税・都市計画税賦課ファイル・滞納整理ファイル、口座登録・連携ファイル	事前	重要な変更を加えようとすることに伴う再実施
令和8年3月11日	IV リスク対策	—	8 人手を介在させる作業	事後	様式変更に伴う追記
令和8年3月11日	IV リスク対策	—	11 最も優先度が高いと考えられる対策	事後	様式変更に伴う追記